

鳥取労働局発表  
令和3年11月9日（火）

【照会先】  
鳥取労働局 労働基準部 監督課  
課長 宮地 延幸  
監察監督官 長田 光彦  
（電話） 0857-29-1703

## 令和3年度ベストプラクティス企業の取組を紹介します

鳥取労働局長 石田 聡は、11月の「**過重労働解消キャンペーン**」の一環として、長時間労働の削減等の働き方改革に積極的に取り組んでいる **ベストプラクティス企業** として、社会福祉法人あすなる会を訪問し、その取組を実地で視察します。

### 【ベストプラクティス企業及びその取組】

#### 1 企業の概要

社会福祉法人あすなる会（従業員数945名）

本 部：鳥取市川端4丁目115 ☎ 0857-21-2711

事業内容：社会福祉事業（保育園・障がい者福祉・高齢者福祉）



#### 2 取組の概要

##### (1) 時間外労働の削減

- 施設ごとに月1回以上のノー残業デーを設定。
- 従来、所定時間外に実施していた業務ミーティングを所定時間内に実施。
- 手書きしていたケース記録について、タブレットを導入し、いつでも記録・閲覧が可能となり、作業時間が短縮した。
- オンラインでの会議を積極的に実施し、施設間の移動時間を削減。

##### (2) 休暇制度

- 年次有給休暇について、入社時に前倒し付与。
- 特別有給休暇制度として、勤続15年で3日、25年で5日、35年で5日を付与。

##### (3) その他の取組等

- 女性の活躍推進に積極的に取り組み、中国地方初の「プラチナえるぼし」認定。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による子供の学校休業の場合、子供との職場への同伴出勤が可能。
- 労働者に働き方改革に関するアンケートを実施し、職場環境改善に努めている。

#### 3 実績

- 時間外労働時間：3時間（令和2年度の月平均・1人当たり）
- 女性の管理職に占める割合：58.8%（令和3年4月1日現在）

(労働局長によるベストプラクティス企業訪問)

日 時：令和3年11月15日（月） 午前10時～約60分

訪問先：社会福祉法人あすなろ会 高草あすなろ

鳥取市大柵330番地

※ 取材を希望される場合は11月12日（金）15時までに鳥取労働局  
労働基準部監督課へ電話でご連絡ください。

☎ 0857-29-1703 担当：宮地、長田

現地案内図は下記のとおりです。

